

(2) こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

① 相談支援体制等の整備に向けた取組

【基本的な考え方】

- 妊娠中や出産時期の親の心身の健康状態は、その後に続く子育てにも影響することから、妊娠中からの親自身の健康への意識を高め産後の育児をイメージするとともに、出産後の母体の回復促進やストレス、うつ症状へのケアなど、必要に応じて心身両面から適切に支援していくことが重要である。とりわけ、出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、関係機関が密接に連携しながら、妊娠から出産を通じて継続的に切れ目なく支援していく必要がある。また、深刻な問題になっているこどもの虐待や思春期における問題行動等は、子育て不安や親子の心の問題に起因するところが大きいと考えられ、妊娠中から子育てに関する情報提供や妊婦相互の交流機会を充実するなど、子育てへの準備を支援していくことも重要である。
- 子育て家庭の養育者が孤立して、子育てに対する不安感や負担感を抱え込むことのないよう、関係機関が連携し、身近な地域で適切に支援できる体制を充実する必要がある。地域組織の活動とも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる場や、子育て中の親子が交流し、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、養育者の不安感や負担感を軽減していくことが重要である。また、養育者の就業の有無にかかわらず、育児疲れや急病などの必要な時にこどもを預けられる仕組みなど、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応する支援を充実していく必要がある。

【現在の取組みと今後の取組み、目標等】

1. 区保健福祉センターにおける相談の充実

区保健福祉センターの子育て支援室においては、虐待対応担当者・保育士・家庭児童相談員等のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関するさまざまな相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行っている。

また、地域保健活動業務担当においては、保健師が妊産婦の方の健康相談やこどもの発育・発達、育児の悩みなど健康に関する相談に応じるほか、必要な助言や保健指導等を行っている。

大阪市においては、各区が児童福祉法第10条の2に規定する「子ども家庭総合支援拠点」としての機能を有するとともに、「子育て世代包括支援センター」の機能も有しており、妊産婦やこどもとその家庭が安心して子育てできるよう相談支援の充実を図っていく。

2. 「都道府県社会的養育推進計画」と関わりが深い支援メニューについて (実績)

年度	乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業		地域子育て支援拠点事業		
	量の見込み	実績	量の見込み	実績	量の見込み	確保方策	実績
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(か所)	(か所)
27年度	19,728	20,542	987	950	67,255	102	103
28年度	19,685	20,684	987	929	67,138	110	110
29年度	19,801	20,109	987	1,051	67,481	117	110
30年度	19,782	19,857	987	1,008	67,464	124	116

年度	利用者支援事業			子育て短期支援事業(ショートステイ)		
	量の見込み	確保方策	実績	量の見込み	確保方策	実績
	(か所)	(か所)	(か所)	(人日)	(人日)	(人日)
27年度	24	24	24	1,346	1,346	597
28年度	24	24	24	1,342	1,342	715
29年度	24	24	24	1,354	1,354	406
30年度	24	24	24	1,352	1,352	575

・乳児家庭全戸訪問事業

出産直後の最も育児不安の高い新生児期から3か月児健康診査までの時期は、大半を家庭内で過ごすことが多く、産後うつや児童虐待を発症する可能性が高くなることから、出産後の家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供するとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握しながら、支援が必要な家庭に対し適切なサービスを早期に利用できるよう取り組み、育児不安の解消を図っている。

大阪市こども・子育て支援計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人日)	19,854	19,938	19,865	19,939	20,049

・養育支援訪問事業

(子ども家庭支援員による育児相談支援事業・エンゼルサポーター派遣事業)

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援(子ども家庭支援員による育児相談支援事業)やエンゼルサポーターによる家事援助(エンゼルサポーター派遣事業)を訪問により実施している。

(専門的家庭訪問支援事業)

妊娠や産後の育児に不安のある妊婦や、産後間もない時期の家庭に対して、保健師や助産師が継続的に訪問し養育支援を行っている。

目標	令和 6 年度における子ども家庭支援員 514 人、エンゼルサポーター 322 人、専門的家庭訪問支援事業 526 人
----	---

• 地域子育て支援拠点事業

保護者や子どもが交流し、仲間づくりや子育てに関する情報交換ができる機会を提供するとともに、地域における子育て関連情報の提供を行っている。また、子育てに関する身近な地域での相談や支援を行うとともに、子育て及び子育て支援に関する講習会等を行っている。

大阪市子ども・子育て支援計画					
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (か所)	141	141	141	141	138
確保の内容 (か所)	141	141	141	141	138

• 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定子ども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行っている。

大阪市子ども・子育て支援計画					
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (か所)	24	24	24	24	24
確保の内容 (か所)	24	24	24	24	24

• 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

保護者が病気や出産、仕事の都合などにより、一時的に家庭での養育が困難になったとき、1 週間以内を原則とし宿泊を伴う形で、児童養護施設等で就学前の子どもを預かり、安心して子育てができる環境の整備に努めている。

大阪市子ども・子育て支援計画					
	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み (人日)	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227
確保の内容 (人日)	1,230	1,232	1,218	1,227	1,227

• ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)

子育てでの援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助

活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図っている。

(就学前)

大阪市こども・子育て支援計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人日)	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513
確保の内容(人日)	17,581	17,579	17,515	17,496	17,513

(学童期)

大阪市こども・子育て支援計画					
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み(人日)	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404
確保の内容(人日)	3,438	3,435	3,438	3,428	3,404

4. 母子生活支援施設の活用について(再掲)

母子生活支援施設においては、利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母とこどもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母とこども双方に支援を行っている。特に、DV被害者や虐待を受けたこどもの入所が多く、関係機関と連携し、生活支援とともに子育て支援、心理的な支援が重要である。また、生活に困窮している入所者が多い中、こどもの学習の機会を保障し、自立を促すために、入所児童への学習支援に取り組んでいる。

さらに、アフターケアのほか、地域において専門的・継続的な生活支援を必要としている母子家庭の母とこども等に対する支援や、特定妊婦に対する支援を担う役割が求められている。

【目標】

- ・ショートステイ専用施設 1 か所を新設する。
- ・特定妊婦等への産前から産後の切れ目のない支援を行う。

② 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【基本的な考え方】

大阪市の児童家庭支援センターにおいては、これまで、主にこども相談センターの業務を補完する役割を担ってきたが、平成 28 年の改正児童福祉法により設置することとされた子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援を行うことが求

められており、その役割を担えるような機能強化を図ることが重要となっている。

【現在の取組み】

大阪市では、児童養護施設 1 か所に附置し、心理療法担当職員などによる通所指導、個別相談業務、地域の保護者・こども向けに治療教育的なプログラムを実施するなど施設のメリットを生かし、専門的・治療的な取り組みを行っている。

【今後の取組み】

- ・新しい社会的養育ビジョンでは、児童相談所管内に 1 か所以上の児童家庭支援センターの設置が目標として掲げられている。大阪市においては児童相談所が 4 か所となることで、これまで以上にきめ細やかな支援が可能となるなか、児童家庭支援センターについて、どのような補完的役割を担うべきかを検討していく。
- ・一方で、子ども家庭総合支援拠点に対する必要な助言・支援について具体的にどのような支援的役割を担うべきかを必要なか所数の増とあわせて検討していく。

【目標】

- ・令和 6 年度の計画中間見直しまでに、必要なか所数の検討を行う。